

○久保委員 おはようございます。

予算特別委員会にて、公明党議員団の1番手として質問をさせていただきます。

お答えをいただきます理事者の皆様には、明快で、そして前向きな御答弁を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

順番を入れかえまして、6番の鷺宮地域のまちづくりについて伺います。

今、まさに自民党の内川委員の御質問にもありましたが、地元の大事な課題ですので、私からも改めて伺います。

2月23日の東京都議会の自民党代表質問の答弁にて、西武新宿線、野方沿線について朗報があったと伺っております。繰り返しになるかと思いますが、この点についての詳細をお伺いしたいと思っております。

○小林都市政策推進室副参事（野方・井荻駅間沿線まちづくり担当）

連続立体交差事業の新規事業化に向けた今後の取り組みについて御質問があり、連続立体交差事業の新規事業化につきましては、新規事業化を検討している区間のうち、西武新宿線野方駅から井荻駅間及び井荻駅から東伏見駅間、京浜急行本線品川駅から東品川駅付近の3区間を社会資本総合整備計画に位置付け、事業化に向け一歩踏み出すこととしたという答弁がございました。

今回、野方駅から井荻駅間が新たなこの計画に位置付けられることで、連続立体交差事業の早期実現に一歩近づいたものと認識しております。

○久保委員 事業の開始時期ですとか、また、連立の地下化ですとか、高架化、これらについてはまだ決定はしていないということによろしいですか。

○小林都市政策推進室副参事（野方・井荻駅間沿線まちづくり担当）

それ以外の情報については、まだわかっておりません。

○久保委員 地域住民にとっては大変喜ばしい話でもありまして、これから進められていく野方沿線の各駅におけるまちづくりのための組織づくりについても活動の弾みがつくことと期待しておりますが、いよいよこれからと思われれます。これまでにも、西武新宿線、野方沿線の連立事

業について、区長は積極的に国や東京都、西武鉄道に対し要請活動を行っていただいたところではありますが、改めて区長の決意を伺います。

○田中区長 これまで、中野区は、区民や区議会と協働して西武新宿線踏切渋滞解消促進期成同盟を立ち上げて、国や都に継続的に働きかけを行ってまいりました。

今回、東京都が中井駅から野方駅間の事業に加えて、野方駅から井荻駅間を新たに連続立体交差事業の区間として位置付けることを公表したということでありまして、区議会の皆様を初めとする多くの皆様の御協力が、力を合わせての努力が実を結んできていると、このように実感を感じているところでございます。

この連続立体交差事業ですけれども、単に踏切をなくす、このことも大きいですが、このことだけではなく、沿線一帯のまちの改善、このことが大変重要な要素となっております。ということは、区としてのまちづくりの動き、これも大変大きな働きとなって、必要なこととなってまいりますので、全力を挙げて、まちづくりの推進、そして踏切渋滞解消の推進、これに取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○久保委員 ありがとうございます。まずは、この中井―野方間を成功させていくということが非常に重要なことでもあるなというふうに認識をしております。

現在、鷺ノ宮駅周辺まちづくり検討会の会員募集が進められておりますが、野方・都立家政に先んじて鷺宮の検討会を設立するのはなぜなのか、伺います。

○小林都市政策推進室副参事（野方・井荻駅間沿線まちづくり担当）

鷺ノ宮駅周辺地区は、補助133号線の整備が進められていることに加えまして、妙正寺川の河川改修、調整池の整備、鷺宮西住宅の建てかえなど、まちの課題が多い地区でございます。これらの事業は、東京都や東京都住宅供給公社が実施するものであり、関係機関も多いため、先行してまちづくりの検討を進めることとしたものでございます。

○久保委員 常々、私もこの議会で質問させていただいておりますけれども、どれも東京都が事業主体となっていることから、鷺宮地域のまちづくりは都が動かなければ進まないといった側面もございます。

鷺宮まちづくり検討会では、これらの課題についてどう検討されるおつもりなのでしょうか。現状の都市計画についての正しい理解が必要であると考えますが、いかがでしょうか、伺います。

○小林都市政策推進室副参事（野方・井荻駅間沿線まちづくり担当）  
動き出している河川改修や都市計画道路の整備、今回事業化に向けて一歩踏み出した連続立体交差事業は、まちの課題を解決するために必要不可欠な東京都の事業でございます。

これらの都市計画が実施されることを前提として、よりよいまちづくりの検討を進めていかなければならないと考えております。

区は、検討会や地域住民に必要な情報提供を行い、東京都などの関係機関とも連携しながらまちづくりを進めていくとともに、地元としての役割もしっかり努めていきたいと考えております。

○久保委員 まちづくりの機運を高めて、検討会組織の方だけではなくて、広く地域を巻き込んでいくことが大事であると考えておりますが、その点はどのように検討されているのか、伺います。

○小林都市政策推進室副参事（野方・井荻駅間沿線まちづくり担当）  
まちづくりの議論を活発にし、その取り組みを加速されるためには、予定している検討会のメンバーのみならず、地域住民にも関心を持っていただくことが大切と考えてございます。

このため、まちづくりについて、適宜、住民意向の把握とまちづくりに関する広報を実施いたします。また、検討会の場におきましても、常に地域住民に関心を持っていただけるよう、工夫しながら地域の方々とまちづくりを進めていきたいと考えております。

○久保委員 定期的に御報告をいただくとともに、やはり地域の住民の方たちが参加できる場面というものもつくっていかねばならないかと思えます。ですので、そういった報告会でございませうとか、時には、

この3駅合同のシンポジウムでございまして、将来的には行っていただきたいと思いますと思いますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○小林都市政策推進室副参事（野方・井荻駅間沿線まちづくり担当）  
今後、設立されます検討会の中で、委員御提案の内容も含めまして検討させていただきたいと考えております。

○久保委員 現在、白鷺地域の中杉通り、補助133号線の整備計画が進められております。さらには、新青梅街道北側から千川通りまでの区間の事業が着手に向けて進められております。

その一方で、鷺ノ宮駅北側から新青梅街道までの区間は事業化が進んでおりません。店舗の建てかえ等が目立つようになってまいりました。鷺ノ宮駅北側の中杉通りは、鷺宮地域の顔となるメインストリートでございまして、この沿道沿いのまちづくりについてはいかがお考えでしょうか、伺います。

○小林都市政策推進室副参事（野方・井荻駅間沿線まちづくり担当）  
補助133号線は、都市基盤としての道路交通問題の解消だけではなく、主要延焼遮断帯の形成や沿道の不燃化を促進するために必要な路線でございまして、御指摘の鷺ノ宮駅北側の区間につきましては、沿道の防災性の向上と商店街のにぎわいの再生が両立できるよう今後検討していきたいと考えております。

○久保委員 よろしくお願いたします。

また、今後、建てかえの予定がされております公社西住宅については、地域からは建てかえに合わせた大規模公園整備等の要望が多く聞かれております。鷺宮体育館を中心拠点としたさらなるスポーツの中核施設として、また、防災拠点として重要な場所であると考えます。

公社住宅の建てかえの際は、区としても要望していくべきではないかと考えますが、お考えを伺います。

○小林都市政策推進室副参事（野方・井荻駅間沿線まちづくり担当）  
今後、設立される地域住民主催のまちづくり検討会で、まちの魅力や課題を確認し、まちづくりの検討を取りまとめていく予定でございまして。

地域住民の思い描くまちの将来像を受けとめるとともに、鷺宮西住宅の建てかえ計画なども踏まえまして、まちづくり整備方針を策定していくこととなります。

この方針に基づきまして、東京都住宅供給公社と連携してまちづくりを進めてまいります。

○久保委員 妙正寺川の水害対策としては、鷺宮調整池の上流に新たな調節池の計画を持つ必要があるとも言われております。この点については検討が進んでいるのか、伺います。

○志賀都市基盤部副参事（道路・公園管理担当） 現在、東京都では、神田川流域河川整備計画の変更の進捗を進めております。その変更計画案によりますと、妙正寺川最上流部一妙正寺川公園のところになりますけれども、そこから、八幡橋の間におきまして、予定調節池、容量約6万8,000立方メートルの調節池が計画されております。配置の場所等の施設計画につきましては、今後、検討、調整していくとされているところでございます。

○久保委員 まだ、いつかということについては検討が深められていないということですね。

新しい中野をつくる10か年計画第3次改定素案では、突如、示されました仮称鷺宮スポーツ・コミュニティプラザについてお伺いをいたします。

改定素案のステップ1には、仮称鷺宮スポーツ・コミュニティプラザの開設が示されております。これまでも、鷺宮においては、学校跡地を活用した地域スポーツクラブではなく、現鷺宮体育館を拠点としたスポーツクラブの考え方はあったと認識しておりますが、改定素案で時期が前倒しになったのはなぜなのか、伺います。

○永見健康福祉部副参事（地域スポーツ推進担当） スポーツ・コミュニティプラザの運営や事業内容につきましては、今年度、見直しについての検討を行いまして、本定例会において、中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例の改正を提案し、地域スポーツクラブの設置、また、使

用料方式の適用、地域スポーツクラブ会員に対する使用料の減免などについて定めたいと考えているところでございます。

スポーツ・コミュニティプラザの運営等について一定の方向性が整ったことから、現在の鷺宮体育館においても、スポーツ・コミュニティプラザの運営方法を適用することで、早期の開設が可能であるというふうに判断をしたものでございます。

○久保委員 今定例会では、二つの条例が上程されるという予定ですが、当初、我が党として求めておりました理念条例と施設条例に分けた形になっているのか、伺います。

○永見健康福祉部副参事（地域スポーツ推進担当） 本定例会におきましては、仮称中野区スポーツ推進条例の制定と中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例の改定を提案したいと考えてございます。

仮称中野区スポーツ推進条例は、区のスポーツ推進の理念について定める条例でございまして、中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例は、施設の設置及び事業等に係る条例でございます。

そういった理念を定める条例と施設の設置等に係る条例について、それぞれ提案をする予定でございます。

○久保委員 地域スポーツクラブは、スポーツ・コミュニティプラザを活動の拠点としていくということですが、現在、指定管理者制度により運営をされております鷺宮体育館とはどのように変わってくるのでしょうか、伺います。

○永見健康福祉部副参事（地域スポーツ推進担当） 中野区スポーツ・コミュニティプラザ条例の改正によって設置をしたいと考えている地域スポーツクラブのございますけれども、会員制度を導入いたしまして、会員によって構成される運営委員会がさまざまな事業を企画、また実施をするというような形態を考えてございます。

地域スポーツクラブの活動によって地域のニーズを反映するとともに、地域の人材を活用したさまざまな事業を実現するとともに、地域スポーツクラブの会員は使用料を減免とすることで、地域におけるスポーツ推

進の拠点として、より多くの地域の方々に利用をしていただきたいと思いますと考えてございます。

○久保委員 地域住民にとっては、利用者として大変メリットがあるようにございますけれども、運営については、指定管理者制度とも大きく変わってくるということでしょうか。

○永見健康福祉部副参事（地域スポーツ推進担当） 事業の運営については今後検討してまいりたいと思っておりますけれども、現在の指定管理者制度の中で運営方法等について改めていく、そういった方向で考えてございます。

○久保委員 そのこのところは、まだ決定を見ていないのかと思っておりますので、別の機会にでもお伺いしたいと思っております。

鷺宮体育館については、28年度予算でアスベストの除去などの改修費が計上されておりますが、特にスポーツ・コミュニティプラザに向けた施設の改善については示されておられません。現状の体育館のまま新たな取り組みをされるのでしょうか、お伺いをいたします。

○永見健康福祉部副参事（地域スポーツ推進担当） 鷺宮スポーツ・コミュニティプラザの開設ですけれども、鷺宮体育館の施設を活用いたしまして、運営方法等を変更する、そういったことを基本として考えてございます。

地域スポーツクラブの事業や地域スポーツクラブの会員に対する使用料の減免の適用等が主な変更点でございまして、開設に当たって、施設の改修が必ずしも必要となるものではないと考えてございます。

○久保委員 施設の改修が必ずしも必要とはされないかもしれないのですが、少しお化粧直しぐらいはしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

鷺宮体育館には隣接する運動広場、妙正寺川沿いには白鷺せせらぎ公園などがございます。これらの地域施設と連動した地域のコミュニティを大切にした運営を進めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○永見健康福祉部副参事（地域スポーツ推進担当） スポーツ・コミュニティプラザでございますが、スポーツ健康づくりを通じた地域住民の交流を図り、また、健康で活力ある地域社会の実現に寄与する、そういったことを目的として設置をした施設でございます。

また、今後、設置をしたいと考えている地域スポーツクラブでございますが、スポーツ・コミュニティプラザを活動の拠点として、地域のスポーツを推進する、活動を行う、そういった団体として設置をしたいと考えているところでございます。

地域のスポーツコミュニティを拡大していくために、他の運動施設との連携など、地域の資源の活用も視野に入れながら運営をしていきたいと考えてございます。

○久保委員 区民の健康促進という視点でスポーツ振興を行うのであれば、介護予防に資する事業もスポーツ・コミュニティプラザの役割になってくるのではないかと考えます。すこやか福祉センターとの連携により、介護予防事業などを進めていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

○永見健康福祉部副参事（地域スポーツ推進担当） スポーツ・コミュニティプラザでございますが、スポーツを通じた健康づくりの拠点として、超高齢社会の到来による区民の方々の健康増進を図っていく目的を持っているものでございます。高齢者の特性を踏まえた体操教室の充実など、介護予防にもつながる事業についても、すこやか福祉センターとの連携も視野に入れながら実施をしまいたいと考えてございます。

○久保委員 よろしく願いいたします。

鷺宮小学校と西中野小学校の統合により学校跡地となる鷺宮小学校については、すこやか福祉センター、図書館、区民活動センター、地域事務所として再整備されることが改定素案にて示されました。

鷺宮小学校跡地はスポーツ・コミュニティプラザの計画はありませんが、グラウンドや体育館については、どのような活用がされるのか。せっかくの地域資源でありますので、グラウンド、体育館も引き続き使用できるようにするべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。



○海老沢政策室副参事（企画担当） 鷺宮小学校跡地につきましては、委員御指摘のとおりでございますが、新しい中野をつくる10か年計画第3次改定素案におきまして、すこやか福祉センター、区民活動センター、地域事務所、図書館の複合施設を整備するということを考えているところでございます。

地域に必要なスポーツ機能につきましては、前述でございますが、鷺宮体育館を利用した仮称鷺宮スポーツ・コミュニティプラザを確保していくということが想定しているところでございますけれども、今後、具体的な活用内容につきましては、検討していくに当たりましては、やはり地域の価値の向上につながるような検討を進めていきたいというふうに考えております。

○久保委員 まだ決まっていないことが多いかと思っておりますので、しっかりと検討を重ねていただきたいと思っております。

また、鷺宮小学校の敷地は、区有地、国有地、民間の土地などで構成をされておりますので、鷺宮小学校が廃校になった後、これも現在の規模を残したまま利用をすることが可能なのでしょうか、伺います。

○海老沢政策室副参事（企画担当） これも鷺宮小学校の跡地の活用でございますが、今後、導入する具体的な施設機能や規模等を検討する中で、借地部分の取得等、必要性、その場合の財源確保の見通し等も検討していきたいというふうに考えております。

○久保委員 ぜひともよろしく願いいたします。

その他の10か年の改定素案で示されてまいりました鷺宮地域での課題につきましては、分科会や常任委員会の場でお伺いをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、平成28年度予算について伺います。

地方税国税化の影響について伺います。

特別区分の法人住民税は、都区間の財源配分と特別区相互間の財源調整を図るため、都が課税、徴収し、収入額の一定割合を各特別区に特別区財政調整交付金として交付をされていることから、法人住民税は都区財政調整交付金の重要な原資の一つでございます。地方税国税化による

特別区への影響額は28年度で600億円、31年度以降は1,000億円を上回ると推定がされております。

施政方針では、地方消費税率引き上げに伴う増収分31億円は、医療、介護、子ども・子育て支援などの社会保障施策に要する経費に充てていますが、この増収分と相殺する形で法人住民税の一部国税化が行われており、この減収分は20億円とも見込んでいますと述べられております。

特別区全体では、600億円が見込まれているとのことですが、中野区の影響額20億円の算定の根拠をお示しくください。また、31年度には影響額が40億円を超えると試算をされていますが、その根拠についても伺いたします。

○黒田政策室副参事（予算担当） 平成27年度特別区交付金のうち、普通交付金の当初算定の特別区全体に占める中野区の比率はおおむね3.3%というふうになっております。

特別区全体の影響額が600億円の減少になるというふうに推測されておりますので、3.3%の割合で20億円というふうに算定したところでございます。

また、平成31年度の影響額について、特別区の試算では、消費税10%に伴う法人住民税の一部国税化の影響で1,100億円程度の減少と見ております。

また、地方法人特別税、譲与税制度の廃止に伴いまして、法人事業税の一部を市町村に交付する法人事業税の交付金制度が創設されたことがございますので、これらを合わせまして、特別区全体の影響額は1,260億円の減少の影響があり、先ほどと同じ中野区の3.3%の割合で見ても40億円を超える影響額というふうに見込んだところでございます。

○久保委員 東京都は、消費税10%段階での税制改正後、法人事業税交付金100億円を創設し、法人事業税の一定割合を市町村に交付し、特別区相当分については財政調整交付金の財源に資するとのことですが、今後の財政調整交付金のうち中野区への交付額の推移をどう見積もっているのか、伺います。

○黒田政策室副参事（予算担当） 法人住民税の一部国税化に伴う市町村分の減収補?措置としての市町村に交付する交付金でございますが、東京都で市町村に100億円を交付するというふうに見込んでいるところでございます。

特別区相当分につきましては、特別区財政調整交付金の財源とされるために、特別区分55%の財源分として平成29年度以降、350億円から320億円の影響額を推計しているところでございます。

中野区への交付額の推移は、まだ財調制度における詳細は不明でございますので、単純に割り当てた場合に、平成29年度以降、10億から11億円での交付額が推移するというふうにご考えております。

ただし、地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う法人住民税の一部国税化の廃止の影響がさらに薄くなるというふうにご考えておりますので、この部分の減少と、11億円から16億円の交付があった場合でも、交付額以上に減少が見込まれるというふうにご考えているところでございます。

○久保委員 新たな交付金が創設されても、この部分がなかなか解消できないということなのかなと心配しております。

一方、社会保障に要する経費に充てるとして、地方消費税引き上げに伴う増収分は31億円としております。港区では、社会保障施策に要する経費を28年度予算における地方消費税率引き上げ分の歳入予算と使途、歳入予算額21億1,146万円だそうですけれども、それをわかりやすく示しております。

中野区でも使途を明確に示すべきと考えますがいかがでしょうか、考えを伺います。

○黒田政策室副参事（予算担当） 港区では、高齢者や児童、生活保護などの国民健康保険事業などの社会保険分野、予防接種などの保健衛生分野につきまして、その予算額に応じて消費税の増収分を案分してお示ししているというふうにご聞いてございます。地方消費税の交付金が一般財源になるために、数字の捉え方が難しい点もございしますが、今後、消費税10%の引き上げが予定されていることでもありますので、使途の明

示等については検討をしていまいりたいというふうに考えているところでございます。

○久保委員 ぜひ、そういった努力といたしますか、わかりやすく区民に示していただきたいと思えます。

特別区交付金の今後の課題について伺います。

23区の交付金総額は、前年度比較で13億1,400万円、0.1%増の9,755億7,100万円となっております。

中野区においても、都市計画事業の進捗により財産費の減少分があることなどから、前年度と同額の350億円を見込んだとのことですが、都市計画事業の進捗とは何を意味しているのか、財産費の減少額がどの程度になるのでしょうか、お答えください。

○黒田政策室副参事（予算担当） 財政調整交付金の財産費につきましては、都市計画交付対象事業のうち、国庫補助金や都市計画交付金等を除きました負担分に対して、事業実施の翌年度から4カ年に分割して交付されるものとなっております。

したがって、財産費の交付額は、各年度における都市計画事業費に連動して確定されるものでございまして、そうした性質を踏まえると、都市計画事業の進捗状況、例えば公園の用地の購入や整備の進捗状況が交付額に対して大きく影響するものと認識しているところでございます。

平成28年度の財産費につきましては、それら都市計画事業の進捗状況を踏まえまして、前年度比約3億円の減額と見込んだものでございます。

○久保委員 特別区長会は、東京都に対し、都市計画交付金については、都区間の協議の中で、本来、基礎自治体の財源である都市計画税が現行制度上、都税とされ、特別区の行う都市計画事業に直接活用できないことを問題視しております。

都市計画税が特別区で直接活用できるのであれば、どのような影響があるのか、伺います。

○黒田政策室副参事（予算担当） 特別区全体では、都市計画交付金と都市計画事業費の状況を見ますと、平成24年度までの5年間の平均では、都市計画税に当てはめて600億円規模の事業費に対し、交付金総額は195億円と事業実態に見合っていないものとなっております。

都市計画税が特別区で直接活用できるのであればということですが、例えば、原則として都市計画交付金の対象とならない1ヘクタール未満の公園の整備等にも財源となるものがあるなど、財源を十分に使える財政上の効果が出てくるというふうに考えております。

○久保委員 区は基準となる一般財源については、歳入の1款から10款の合計から特別区交付金の財産費相当を除いたものとしております。

28年度予算では、基準となる一般財源規模を27年度と同様の672億円としましたが、歳出は695億円となり、財政調整基金から23億円の繰り入れを行っています。しかし、財源超過分の基金への積立額は45億円であります。28年度予算から695億円に改めなかったのはなぜなのでしょう、伺います。

○黒田政策室副参事（予算担当） まず、平成29年度につきましては、消費税が10%になることを想定して、基準となる一般財源規模を695億円にしたところでございます。

平成28年度につきましては、27年度予算でも設定した消費税8%の段階であり、歳入規模の一般財源の中では比較的大きな位置を占める地方消費税交付金制度が引き続き継続していますことから、基準となる一般財源は672億円で据え置くいたします。

○久保委員 一般財源が777億円でありながら、あえて財政調整基金から繰り入れて、さらには、財政調整基金に45億円を積み立てるということに矛盾を感じておりますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○黒田政策室副参事（予算担当） 基準となる一般財源は、基本的には歳入予算を見る中で歳出規模が現段階ではどれぐらい必要かというようなことについての計画的な規模だというふうに考えております。

現在のところ、歳入の予算が基準となる一般財源規模、必要とされる歳出規模について中でも大きく上回っておりますけれども、そこは、歳

出規模についても消費税8%の段階での制度改正等を見込んでおりますので、そういったところをまず基本にするとともに、歳入予算についても、先ほども申しましたが、8%の段階が同様であるということで、考え方につきましては28年度は変更しないということで考えております。

○久保委員 大変苦しい御答弁のように思われました。

29年度以降の一般財源は、おおむね一定の額が見込まれるとしております。基準を超過した財源については、基金に確実に積み立てることですが、今後は、区の財政上、さまざまな懸念材料があると思われ

ます。基準に満たない場合も、695億円を下げることなく、財政調整基金を繰り入れるなどして、基準額をキープしていく、そういうお考えがあるのか、伺います。

○黒田政策室副参事（予算担当） 社会経済状況等、景気の動向によりまして、一般財源が基準を下回る場合には、それに合わせた基準にすることも一つの考え方ではありますが、実際には、扶助費や教育費など、政策の基本的な経費については急激に変えることは難しいため、基準となる一般財源を定め、基金の繰り入れ、歳出を行ってきたところでございます。

過去のリーマンショックの際には、基準となる一般財源に30億から40億円余り歳入が不足することもありまして、その際は、不足分について財政調整基金から繰り入れを行ったところでございます。

厳しい状況が数年度にわたって継続し、区の財政を脅かすような事態になったときに、やむを得ず事業の見直しを含めて、基準となる一般財源を見直すこともあるというふうに考えております。

○久保委員 お答えになっているのか、なっていないのかと思いますね。

先ほど、今年度については、既に繰り入れるということになっておりまして、それは、基準となる一般財源規模672億円を変えないのだけ

やはり、今後、このところにつきましては、慎重な判断が望まれるのではないかなというふうに思っております。

次に、ふるさと納税の影響について伺います。

27年度、ふるさと納税の特別区への影響額は24億、中野区への影響額は8,000万円とのことであります。28年度の中野区への影響額が3億円と急激な伸びを示しているのはなぜなのか、伺います。

○杉本区民サービス管理部副参事（税務担当） 総務省が公表しました昨年4月から9月までの全国のふるさと納税の受け入れ額は、前年同時期に比べて、約4倍に大きく増加しております。

これは、平成27年度の税制改正によるものと考えてございまして、区の寄附金税額控除につきましても、昨年度の約8,000万円から約3億円に増加すると見込んだものでございます。

○久保委員 さらに、国は、企業ふるさと納税についての検討を進めております。

財政的に豊かな自治体として東京都などへの寄附は対象外としております。企業ふるさと納税の影響についてはいかがお考えでしょうか、伺います。

○黒田政策室副参事（予算担当） 地方応援税制と言われる企業版ふるさと納税は、地方公共団体が行う地方創生を推進する上で、効果の高い一定の事業に対する法人の寄附について現行の寄附金の損金算入措置に加え、法人事業税、法人住民税及び法人税からの税額控除を行うものでございます。国から地方交付税を交付されていない交付団体はこの税制の対象から除かれるために、東京都は除外されることになり、特別区もその影響を受けることとなります。

この地方への法人税の税源が移る可能性が高い偏在是正は、地方税の根本原則をゆがめる措置と言わざるを得ません。国が進める改正の動きに対し反対するとともに、区議会、東京都とともに、国がみずからの責任で地方財源を保障すべきことを主張してまいりたいというふうに考えております。

○久保委員 ぜひとも、本当にそのところは国と戦っていただきたいなと思っております。また、少子高齢化の進む日本の社会保障費は、今後、さらに増加をすることは必至であります。

28年度は、新しい中野をつくる10か年計画第3次のスタートの年ではありますが、国の動向、東京都の動きを的確に捉えながら、財務規律にのっとりた財政運営を求め、この項の質問は終わります。

次に、男女共同参画について伺います。

初めに、男女共同参画基本計画について伺います。

政府は、昨年、第4次男女共同参画基本計画の改定を行いました。28年度予算には、男女共同参画基本計画の改定が記されています。10か年計画第3次にもステップ1に示されておりますが、改めて改定スケジュールについて伺います。

○海老沢政策室副参事（企画担当） 現在の男女共同参画計画2012でございしますが、平成24年度から10年間の計画になっているということでございまして、おおむね5年をめぐりに見直しを行うということになってございます。

については、28年度中にこれまでの実績を取りまとめるとともに、区を取り巻く環境変化に合わせて、区民等に対する意識調査や実態調査等を行うことを予定してございます。これを踏まえまして、改定に向けた検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

○久保委員 本年2月5日付けで、各都道府県知事等に対し、内閣府男女共同参画局長より第4次男女共同参画基本計画を踏まえた取り組みの推進についての依頼文が通知をされております。

改定のポイントとしては、地方公共団体における政策方針決定過程への女性の参画拡大について、雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和について、また、女性に対するあらゆる暴力の根絶について、男女共同参画の視点に立った防災、復興体制の確立について等、8項目にわたり示されております。

国の依頼文を踏まえ、中野区男女共同参画計画が全面的に改定をされるのか、伺います。



○海老沢政策室副参事（企画担当） 国の第4次男女共同参画基本計画が示されたわけでございますけれども、これもしんしゃくしながら、現在改定中の中野区基本構想における将来像を実現するための個別計画ということになりますので、現行の男女共同参画基本計画の柱や取り組みの内容を踏まえつつも、今後、実施していこうとしています国等に対する意識調査や実態調査等の結果を受けまして内容の検討を進めていきたいというふうに考えております。

○久保委員 昨年11月、公明党女性委員会では、第4次男女共同参画基本計画策定に向けての提言を内閣府特命担当大臣宛てに提出をしております。

我が党の提言の最後には、新たな課題への対処として、LGBT等を理由に、困難な状況に置かれている人々の実態把握、相談の充実に努めるとともに、人権侵害事案に適切に対応すること、また、第4次基本計画における記述にも配慮することを求めています。

国の第4次男女共同参画基本計画では、性的マイノリティーに関する課題について、どのような記述があるのか、伺います。

○海老沢政策室副参事（企画担当） 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備という項目の中で、性的指向や性同一障害、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合等につきまして支援体制の整備という項目が挙げられているわけでございます。

○久保委員 中野区の第4次改定につきましては、LGBT等などについての配慮も求められると考えますが、その点についてはいかがでしょうか、伺います。

○海老沢政策室副参事（企画担当） 新しい中野をつくる10か年計画第3次改定素案におきましても、仮称ユニバーサルデザイン推進条例の策定を進めまして、人権意識の啓発普及や男女共同参画の推進の取り組みを進めるといったことによりまして、誰もが社会参加でき、生活しやすいまちを目標としておりまして、LGBT等に対する理解についても進めていくというふうに考えてございます。男女共同参画計画の改定に

つきましても、この考え方を踏まえまして、LGBT等に対する配慮等を盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

○久保委員 次に、女性の活躍推進計画について伺います。

各自治体での推進計画の策定推進が定められました。この推進計画は、男女共同参画計画と一体のものとして策定することも可としております。中野区として、女性の活躍推進計画の策定についてはどのようにお考えなのか、伺います。

○海老沢政策室副参事（企画担当） 女性活躍推進法でございますけれども、地方公共団体に対しまして、女性活躍推進計画策定を努力義務規定として規定されているところでございます。

今後改定する男女共同参画基本計画第4次でございますけれども、これを含んだ形で策定していくことを検討してまいりたいというふうに考えております。

○久保委員 また、男女共同参画基本計画の改定にあわせて女性の活躍推進計画を策定するというのであれば、男女共同参画推進条例の改定も必要ではないかと考えますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○海老沢政策室副参事（企画担当） 男女共同参画計画の中でございますが、女性活躍推進の項目を盛り込むことを想定してございまして、検討の過程において条例の改定が必要となれば考えていくということになるかと思えます。

○久保委員 この条例改定の際には、審議会等を立ち上げ、広く区民の声を聞くべきと考えておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○海老沢政策室副参事（企画担当） 男女共同参画基本計画の改定に当たりましては、今後改定する基本構想、10か年計画も踏まえたものを想定してございます。28年度中にさまざまな当事者の声を聞く実態調査を予定しているというところでございまして、審議会の設置等につき

ましても、その時点で必要とあれば検討していきたいなというふうに考えてございます。

○久保委員 区民調査等、区民の声を聞いた上で十分に検討していただきたいと思います。

28年度地域女性活躍推進交付金による地方公共団体の取り組み支援の国の予算がありました。申請書提出期限は2月15日が締め切りでございました。

この交付金については活用を検討されていたのか、伺います。

○海老沢政策室副参事（企画担当） 地域女性活躍推進交付金につきましては、地方自治体が策定する女性活躍推進計画に位置付けられた事業、もしくは計画に位置付ける予定の事業を先行して行う場合が交付の対象ということになってございまして、補助要件に合致しなかったということで、活用については見送ったものでございます。

○久保委員 計画もまだ立てていなくて、その見合う事業がないのに申請をすることはできなかったということかと思いますが、今後もこういった交付金活用などがある場合は、女性の活躍推進のための事業を行う考えはあるのでしょうか、伺います。

○海老沢政策室副参事（企画担当） 今後、男女共同参画基本計画の改定に合わせまして、女性の活躍推進計画に盛り込んで検討していく予定でございまして、補助要件に合致した事業についても検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○久保委員 男女平等専門委員会の規定を整備し、DVや虐待等について意見を聞く、現状の把握をする、区民の相談に応じることができるなど、機能を発展させるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○海老沢政策室副参事（企画担当） 現在の男女平等専門委員会でございますけれども、DVや虐待等の相談について、区において専門相談を実施しているところでもありますけれども、その上で、さまざまな男女平

等に関する侵害等の苦情に対応するために設置をしているところでございます。

これとは別に、これまでも、男女共同参画に関する現状把握のための意見聴取なども行っているところでございまして、専門委員会の役割についても今後検討していきたいというふうに考えております。

○久保委員 お願いいたします。

女性の活躍推進法が策定されたことにより、昨年改定された中野区特定事業主行動計画についても改定が望まれます。

行動計画の改定は検討させているのでしょうか、伺いいたします。

○伊藤経営室副参事（人事担当） 現行の次世代育成支援対策推進法に基づきます中野区特定事業主行動計画の基本的な視点でございまして仕事と家庭の両立支援は、女性活躍推進法の視点と重なることから、両法の行動計画として一体的に取り組むため、現在、改定に向けて検討を行っております。

なお、改定は平成28年4月を予定してございます。

○久保委員 28年4月ということで、もうすぐでございませぬ。

例えば、女性の活躍についての基本目標などは行動計画に盛り込まれると思いますが、現状と比較し、どういった点が一番変わるのか、伺います。

○伊藤経営室副参事（人事担当） このたびの改定では、女性がさまざまなライフイベントを経てもキャリアアップし、活躍することにつきまして、具体的な数値目標とその取り組みを定める方向で検討しております。

○久保委員 区政方針で区長は、新3本の矢となる安心につながる社会保障（介護離職ゼロ）について述べられています。この点につきましては、女性の活躍に限ったことではありません。職業生活と家庭生活の両立という点では、介護をしながら働き続けることのできる、男性も女性もともにですね、その仕組みづくりも重要な課題であると考えます。中野区でも、毎年のように介護離職をする職員がいると聞いておりますが、現状はどうなっているのか、伺います。

○伊藤経営室副参事（人事担当） 一般職員の普通退職と再任用職員、また任期つき短時間職員の退職の理由で、介護を主な理由とした職員は、平成25年度は3名、26年度は8名、27年度は現時点で7名という状況でございます。

○久保委員 27年度は現時点で7名ということですので、着実にふえているのかなというふうに感じております。現状を把握した上で課題を明らかにすべきではないかと考えます。

職員のニーズ調査等を行う必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○伊藤経営室副参事（人事担当） 職員の介護のニーズ調査は必要と考えてございます。介護休暇取得中の職員の状況ですとか介護休暇の取得をしていない場合でも休日や年休取得等で介護を行っている職員など、さまざまな状況があるかと思いますので、そのあたりからきちんと実態把握をしていきたいというふうに考えてございます。

○久保委員 実際に職員が介護離職ゼロを実現できないのであれば、民間企業にはそのハードルが大変高いのではないかというふうに考えております。課題を整理した上で、中野区における介護離職ゼロに向けた取り組みを進めるべきと考えますが、いかがでしょうか、伺います。

○伊藤経営室副参事（人事担当） 一般事業主に対しまして率先垂範する観点からも自治体の取り組みは重要であるため、中野区におきましても、地域の一般事業主をリードする取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

○久保委員 お願いいたします。

区民福祉の向上のためには、職員の働きやすい環境整備が不可欠であると思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

次に、中野駅周辺整備について伺います。

初めに、ユニバーサルデザインのまちづくりについてお伺いいたします。

10か年計画改定素案では、ユニバーサルデザインの基盤整備など、実に21ページにわたりユニバーサルデザインの記述があります。区政の政策展開において、ユニバーサルデザインを基本に進められていくという意思のあらわれなのか、お伺いいたします。

○海老沢政策室副参事（企画担当） 高齢社会やグローバル化の進展などから、誰もが同様なサービスを受けられるユニバーサルデザインのまちづくりが重要になるという認識でございます。

ユニバーサルデザインの考え方を区政運営の基本といたしまして、窓口対応や要請手続や施設運営、まちづくり等、施設展開を進めていきたいというふうに考えてございます。

○久保委員 今後は、条例制定のための審議会等も立ち上げられると思うのですが、審議会の構成メンバーとして、身体、知的、視覚、聴覚障害の異なる障害のある方たちの声を聞く必要性、また、子ども、外国人など、多様性を重視した審議会の設置が重要であると考えますが、審議会メンバーについてはどのように募っていくおつもりなのか、伺います。

○海老沢政策室副参事（企画担当） ユニバーサルデザインに係る審議会の構成メンバーにつきましては、現在のところ決まっておりませんが、関係団体からの推薦や学識経験者を含めた委員構成を想定しているところでございます。

また、審議会の議論を深めるために、外部のさまざまな団体の方や当事者の方等々の意見交換を実施するという事で、声を聞いていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○久保委員 障害者差別解消法との関係でいくと、障害者差別解消支援地域協議会の必要性もあると考えますが、協議会の検討については行われているのか、伺います。

○岩浅健康福祉部副参事（障害福祉担当） 障害者も含めさまざまな差別の解消に取り組む協議会の設置につきましては、審議会の答申の結果を踏まえて検討することになるというふうに考えております。

区には、障害に関しまして、地域における関係機関の情報共有と連携強化、地域の実情に応じた財政整備につきまして、協議を行っております自立支援協議会というものを設置しております。当協議会では、テーマごとに部会を設置し協議を進めておりまして、本年6月に始まります第5期の自立支援協議会におきましては、障害者差別をテーマとする部会の設置も、現在、案として挙がっておりまして、今後、検討を行うこととなっております。

○久保委員 今後、自立支援協議会の中で検討が行われるということでございますので、十分にその点もよろしくお願いいたします。

駅周辺のまちづくりについても、多様性を重視し、障害のある方、高齢者、子育て中の方、外国人など、さまざまな声を参考にしながらまちづくりを進める必要があると考えます。この点についてはどのような検討がされているのか、伺います。

○立原都市政策推進室副参事（中野駅周辺地区整備担当） ユニバーサルデザインのまちづくりにつきましては、中野駅周辺のまちづくりグラウンドデザインVer.3における空間整備の考え方として明確に位置付けておりまして、ハード、ソフト、両面でのユニバーサルデザイン化を進めていくこととし、中野駅周辺各地区のまちづくりに反映させているところでございます。

中野駅地区や中野駅周辺地区、各地区のまちづくりにおきましても、駅構内はもとより、南北通路、歩行者デッキ、駅前広場から各地区へのバリアフリーの回遊動線を確保いたしまして、さまざまな方々の御意見を参考に、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインに配慮した歩行者動線や利用しやすい施設整備、これを念頭に検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

○久保委員 次に、28年度予算のまちづくり事業費の財源構成について伺います。

中野駅周辺地区整備では、12億4,784万2,000円、そのうちの基金からの繰り入れが2億2,700万円、ここでは特別区債はございません。一方、西武新宿線中井・野方駅間連続立体交差事業調整費に

おきましては、繰入金が800万円の特別区債は2億3,800万円と  
なっております。中野駅周辺地区整備の財源として特別区債はなく、  
中井・野方駅間は事業費の半分以上が特別区債になっております。基金  
と起債を選択する際の根拠は何なのか、伺います。

○黒田政策室副参事（予算担当） 中野駅地区整備の事業費でございま  
すが、全体の事業費は約12億円で、中野三丁目地区都市再生土地地区画  
整理事業の補助となっているところでございます。

この事業費につきましては、10億円ほどが社会資本整備総合交付金  
や都市計画交付金であり、約2億円につきましては、起債をせず、まち  
づくり基金の繰入金となっております。

この理由としましては、この経費は用地購入や整備費ではなく、事業  
を検討するための委託料であり、予算の全体の調整の中から、まちづく  
り基金から繰り入れを行うことにしたものでございます。

次に、西武新宿線まちづくりの中井・野方駅間連続立体交差事業につ  
きましては、事業費はおよそ4億円程度となっております。この経費は、  
東京都に対する連続立体交差事業の負担金であり、このうち、起債額の  
約2億4,000万円は、29年度に特別区交付金における財産費で交  
付されるものでございまして、起債を行ったものでございます。

起債の活用につきましては、行財政運営の基本方針に基づきまして、  
原則として後年度にわたる世代間の負担を公平にする観点から、公共施  
設の建設整備、除却、防災基盤の整備及び公共用地の取得に活用する方  
針を持っているところでございますが、その上で、まちづくりなど特別  
区交付金の財産費のような起債についての財源があるものは起債をする  
が、そういった財源がないものについては、世代間の負担の公平に当た  
らないものや多額の費用がかからないものについて、当該年度の予算の  
全体の調整の中で一般財源で賄うものと判断したところでございます。

○久保委員 そのときの財政状況などにも左右される場合もあるのかと  
思いますが、今後、まちづくりが推進される上では、起債や基金の根拠  
を明確にしていくことが非常に重要であると思っておりますので、よろしくお  
願いいたします。



昨年8月、中野駅西側南北通路、橋上駅舎等事業に伴う基本設計の実施に関する協定における設計の工程延伸についての発表がございました。

この理由等につきましては、建設委員会で白井議員が詳細な質問をされておりますので、割愛をさせていただきます。今後の中野駅周辺で進展する再開発や再整備のためには、西口改札と南北通路の一刻も早い開設が前提になると考えますがいかがでしょうか、伺います。

○立原都市政策推進室副参事（中野駅周辺地区整備担当） 今後の中野駅周辺の開発に伴いまして、夜間人口、昼間人口ともに増加する見込みでございまして、西口改札あるいは南北通路の早期整備については重要な課題であるというふうに考えてございます。

○久保委員 重要な課題でございまして、一日も早い開設が大切かなと思います。

一方で、区役所サンプラザ地区の再整備も中野区にとって重要なプロジェクトであり、新北口広場と一体的に計画を検討されることが不可欠であると思います。ただし、そのことによって、新北口広場の都市計画の大幅な変更がされることになるのではないかという懸念もしております。

西口改札と南北通路の開設に影響を及ぼし、さらに、おくれてしまうことにはならないのでしょうか、伺います。

○立原都市政策推進室副参事（中野駅周辺地区整備担当） 御指摘のとおり、区役所サンプラザ地区の再整備や中野区の将来の発展のため、最重要事業であると考えてございます。

一方、先ほど申しましたように、西口改札、南北通路の開設、これも中野区役所サンプラザ地区再整備を初め、周辺開発の交通処理の前提条件となっておりますことから、双方の事業進捗については、しっかりと進行管理し、西口と南北通路の早期開設を目指していきたいというふうに考えてございます。

○久保委員 やはり、駅地区の整備がどうなっていくのかということが、これからの中野の駅周辺のまちづくりには、大変大きな影響を及ぼして

まいります。本当に、新たなまちづくりが各地域ごとに進んでおります。この各地区をつなぐ中野駅地区の役割をさらに広げて駅地区から中野4丁目地区への移動円滑化を図るための都市基盤整備を進めるべきではないかと考えます。

例えば、駅から囲町や新区役所へ自転車も含め、歩車分離を図るための歩行者優先道としてのデッキの計画を持つ必要があるのではないかと考えますがいかがでしょうか、伺います。

○立原都市政策推進室副参事（中野駅周辺地区整備担当） これも御指摘のとおり、歩行者と車両の動線分離によります安全確保と利便性の向上、このためにペDESTリアンデッキの整備というのは、有効な手法で、今後ともネットワークについては検討を進めていきたいと考えております。

しかし、一方、建物の地上階に店舗等が入る場合につきましては、にぎわい動線と分離されてしまうというような問題もございます。このため、各所ごとにメリット、デメリットを見据えた上で、整備する動線を十分に検討していきたい、このように考えてございます。

○久保委員 各所ごとにということでございました。南口と北口もさまざま違うかと思いますが、今、4丁目を中心にお伺いをいたしましたけれども、やはり、そこに本当に適切な形でペDESTリアンデッキ等におきましての円滑な移動が図れるようにということをご心掛けていただきたいし、計画にしっかりと盛り込んでいただきたいことを申し上げまして、この項の質問を終わります。

次に、子ども・若者支援についてお伺いいたします。

子どもの貧困対策は、今や、我が国における喫緊の課題でございます。さらには、乳幼児期から青少期までへの切れ目ない支援をどう考えるのか、子どもから大人になり、自立を促すために何をどうすればいいのか、国だけではなく、各自治体が本気で取り組まなくてはいけないときが来ていると感じております。

初めに、学習支援、子どもの居場所について伺います。

平成28年度予算案では、平成27年度からスタートした生活困窮者自立支援、中学生学習支援事業を拡大するとなっております。28年度

の最大人数受け入れ300人まで可という人数は、全ての対象者を受けとめることができるのか、伺います。

○鈴木健康福祉部副参事（生活援護担当） 平成27年度の中학생に対する学習支援事業につきましては、定員を超える応募があり、抽せんを行って支援の対象者を決定したものでございます。

これに対しまして、平成28年度につきましては、最大受け入れ人数を300名に設定しまして、学習支援事業に申し込みのあった方は、全て支援の対象にしたいと考えております。

○久保委員 ぜひともお願いいたします。

目標を都立高校の進学支援と定めるのであれば、区立中学との連携が十分にされることが大事であると考えます。その点はどう進められるのか、教育委員会の御見解を伺います。

○杉山教育委員会事務局指導室長 区立中学校と連携するに当たっては、生徒一人ひとりの進路指導資料の情報提供が必要になってまいります。

この資料は個人情報となるため、情報提供については、保護者の了承を得てから行うなど、配慮しながら対応しております。

○久保委員 配慮しながら進めていくということなのでしょうかね。

28年度は、学力向上事業も拡充されております。学習指導支援員による補充学習とのことですが、自立支援との併用は可能なのか、伺います。

○鈴木健康福祉部副参事（生活援護担当） 学習指導支援による補充学習との併用についてでございますが、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業は土曜日の午前中に実施をしているものでございます。

これに対しまして、学習指導支援による補充学習は平日の放課後に実施をするものであると聞いております。したがって、学習支援事業との併用は可能でございます。

○久保委員 ありがとうございます。学力補助事業につきましては、また分科会にて詳細はお伺いしたいと思っております。

厚生労働省では、昨年4月施行の生活困窮者自立支援法では、生活保護受給世帯などの子どもへの学習支援事業が柱の一つになったが、支援

を受けてせつかく高校に進学しても中退してしまうケースが多く、防止に力を入れることにしたとのことです。

中野区でも、この防止策を講ずる必要があると考えますが、検討はされているのか、お伺いいたします。

○鈴木健康福祉部副参事（生活援護担当） 高校の中退防止策についてでございますが、現在、区は学習支援事業を実施しておりまして、高校合格に向けた支援を強化しているところでございます。

貧困の連鎖の解消のためには、高校に入学をして学業を修め、卒業することが重要であると認識をしております。したがって、高校中退防止のための取り組みは今後の課題であると考えているところでございます。

○久保委員 今後の課題として認識はされているということですね。

ここで、28年度の予算の中で、東京都や国の予算を活用した事業のことを伺おうと思ったのですが、割愛させていただきます。

27年度からスタートをしている学習支援事業と新たな取り組みとして子どもの居場所事業、こういったものがさまざまに提案をされているところですが、それは併用して行うことができるのか、伺います。

○鈴木健康福祉部副参事（生活援護担当） 生活困窮者自立支援法上ですけれども、居場所事業との併用も制度上は可能となっております。

○久保委員 制度上は可能なのですね。ただ、中野区では、今回、それを今おやりになるということは検討されていないということでしょうか。

○鈴木健康福祉部副参事（生活援護担当） 現時点で生活困窮者自立支援法の学習支援というものに特化しておりますので、居場所事業につきましても、現在のところ、実質、考えは持っておりません。

○久保委員 その辺のところも十分に検討が必要ではないかなと思います。

現状の学習支援事業の場でのボランティアなどによる食事サービス、こういったことは行うことができるのか、お伺いいたします。

○鈴木健康福祉部副参事（生活援護担当） 学習支援事業の場での食事の提供についてでございますが、学習支援事業は、子どもに学びの場を提供して、学習習慣の定着や高校の合格を目的とした事業でございます。

したがいまして、学習支援事業は、学力の向上という点に着目をしているため、事業の構築や実施会場の選定に当たっては、食事の提供といったものを想定しているわけではございません。したがいまして、現時点では、学習支援事業の場で食事の提供をすることは考えていないものでございます。

○久保委員 場所等の問題がございますので、現在の状況では考えることがなかなか難しい。しかし、仕組みとしては可能であるということかと思えます。

10か年計画改定素案では、低所得世帯の子どもに対する学習支援の取り組みが進められておりまして、ステップ1からステップ4まで推進という矢印がございます。一時的な取り組みではなく、区として継続的に学習支援を推進するということがあらわれていることは評価をいたします。

学習支援事業を継続的に行うとともに、さらに充実していくということも必要であると思えますが、お考えを伺います。

○鈴木健康福祉部副参事（生活援護担当） 学習支援事業の充実についてでございますが、平成28年度は、中学生の学習支援事業につきましては、最大受け入れ人数を300名に設定しまして、実施会場も1カ所ふやし2カ所としたものでございます。

また、小学生の学習支援事業につきましては、今年度は、区内4会場で実施をしておりましたが、平成28年度は、帝京平成大学のキャンパスでも学習支援を行い、区内5会場で事業を行う予定でございます。

貧困の連鎖の解消のためにも、子どもの学力を向上させることは極めて重要であり、今後も学習支援事業を着実に推進していきたいと考えております。

○久保委員 お願いいたします。

新宿区では、ことし、第1回定例会にて新宿区子ども未来基金条例が議案として予定をされているということでございます。未来を担う子どもの育ちを支援する区民などの自主的な活動に対して助成を行い、子育て家庭の福祉の向上を図るとともに、子どもたちの生きる力を育むため、新宿区子ども未来基金を設置するというところでございますが、中野区でも、中野の子どもたちの未来のために、中野子ども応援基金、中野子ども未来創造基金などを検討すべきではないかと考えますが、お考えを伺います。

○永田子ども教育部副参事（子育て支援担当） 新宿区におきます子ども未来基金の助成対象となる事業は、支援が必要な子どもと子育て家庭を継続的に支える活動や子どもの成長を支える活動というふうに聞いてございますが、中野区におきましては、政策助成や基金助成などの活用が考えられますことから、新たな基金の創設については考えていないところでございます。

○若林委員長 久保りか委員の質疑の途中ですが、ここで休憩にしたいと思います。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○若林委員長 委員会を再開します。

休憩前に引き続き総括質疑を行います。

久保りか委員、質疑をどうぞ。

○久保委員 それでは、午前中に引き続きまして、子ども・若者支援の次に、ひとり親家庭の支援についてお伺いいたします。

厚生労働省の調査では、昭和63年から平成23年の25年間で、母子世帯は1.5倍の84.9万世帯から123.1万世帯へ、父子世帯は1.3倍の17.3万世帯から22.3万世帯へと増加をしております。母子世帯の平均年間収入は223万円、就業率は80.6%で、そのうちの47.4%がパート、アルバイトだそうです。経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯は増加傾向にあり、就業による自立に向け

た就業支援を基本としつつ、子育て、生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実させることが課題であります。

また、ひとり親家庭を支援するための施策は多岐にわたるため、これらのサービスや支援制度を1カ所で手続や相談ができる窓口のワンストップ化が国でも推奨されてきております。

現在の中野区のひとり親支援にかかわる窓口対応はどうなっているのか、お答えください。

○永田子ども教育部副参事（子育て支援担当）　ひとり親家庭支援の相談窓口といたしましては、区役所3階の子ども総合相談窓口におきまして、ひとり親家庭に対する養育支援、家庭運営支援、育児支援、資格取得等の就職支援、離婚前支援等の相談を受け、対応してございます。

このほか、就労相談、生活困窮者としての貸し付け相談、転宅、学習支援事業、DV、夫婦間の問題等、相談内容に応じまして生活援護分野やハローワーク等の関係機関に同行いたしまして、必要なサービスや支援に結びつける対応を行ってございます。

○久保委員　1カ所で相談ですとか手続の申請はできないけれども、子育て支援分野のほうから付き添って、きちっとさまざまな申請ができるようになっているということなのだと思いますが、今後、ひとり親支援の相談窓口を開設いたしまして、就労相談や各種手当の申請を専門の相談員による寄り添い型の支援、こういった形で進めていく必要があるのではないかと思います。その点についてはいかがお考えでしょうか。

○永田子ども教育部副参事（子育て支援担当）　ひとり親家庭への相談支援につきましては、母子・父子自立支援員が対応いたしまして、離婚などさまざまな困りごとなどにつきまして丁寧にお話を伺い、必要なサービスや支援に結びつける対応を行っているところでございまして、今後とも、この形でしっかりと対応を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○久保委員　今のお話ですと、ひとり親家庭のワンストップの窓口の開設には至らないのではないかと思います。その点はいかがですか。

○永田子ども教育部副参事（子育て支援担当） 当面は現行の形で体制を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○久保委員 当面はということでございますので、今後、どのような形になるか、ワンストップでということを経済省も推奨しているところでございますので、そういったことをきっちり検討していただきたいと思います。

公明党の強い要請もあり、児童扶養手当法改正法案が平成28年通常国会に提出される予定でございます。この法改正により、第2子加算額は5,000円から1万円へ36年ぶりに倍増され、第3子以降は3,000円から6,000円に22年ぶりに引き上げる予定であります。

法改正が成立した場合、中野区における児童扶養手当にはどのような影響があるのか、お伺いたします。

○永田子ども教育部副参事（子育て支援担当） 平成28年2月現在、児童扶養手当受給者数は1,375人でございます。そのうち、第2子加算者は406人、第3子以降加算者は70人で、今回の法改正で多子加算の対象となりますのは合計で476人でございます。

今回の多子加算の改正は、一律に加算をするのではなく、所得に応じた軽減措置がとられてございまして、増額は最大でこれまでの2倍となるものでございます。

本改正が実施された場合、8月からの加算となりまして、支払いは12月となります。この増額分といたしましては750万円程度となる見込みでございます。

○久保委員 また、こういったことは法改正後にきちっと周知徹底されることかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、子ども・若者計画についてお伺いたします。

子ども・若者育成支援推進法制定には、児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子ども、若者をめぐる環境の悪化、ニートや引きこもり、不登校、発達障害などの精神疾患など、子ども、若者の抱える問題の深刻化、従来の個別分野における縦割りの対応では限界などの背景があります。



子ども・若者育成支援推進法における子ども、若者の年齢の範囲は、乳幼児期から30代までを広く対象としています。中野区の事業部に置きかえてみても、単独の事業部だけでは、子ども、若者に対する切れ目ない支援に対し対応できるものではなく、全庁的な体制が必要と考えます。

現在の子ども・若者支援に対する区の認識を伺います。

○海老沢政策室副参事（企画担当） 子どもや若者をめぐる諸課題の対応につきましては、それぞれの担当部が庁内連携を図りつつ取り組んでいるところでございまして、子どもや若者に係る施策につきましては、教育、福祉、保健、医療、雇用とさまざまな分野における知見を総合しまして行うことが欠かせないというふうに考えてございます。

今後も、全庁的な連携を強化いたしまして、総合的な対応を図っていくとともに、今後、目標体系に位置づけていくということについても検討してまいりたいと考えております。

○久保委員 今、目標体系ということもございましたけれども、今日9日、国の「子ども・若者育成支援推進大綱（案）～全ての子ども・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して～」が発表をされました。

この大綱の基本的な方針に示された重点課題には、全ての子ども、若者の健やかな育成など、五つの課題が示され、それぞれに取り組むべく基本的な施策が示されております。この大綱に即した形で、まずは区の施策を取りまとめるべきと考えますがいかがでしょうか、伺います。

○海老沢政策室副参事（企画担当） 子ども・若者育成支援策を総合的に推進していくためには、多岐にわたる個々の施策を体系的に取りまとめ、より施策の効果を高めていく工夫も必要だと考えております。基本的な施策をつくっていくためには、個々の所管が専門性を持って進める方法がいいのか、体系的に取りまとめて推進する方法がいいのかということにつきまして、国の大綱も参考にしながら考えてまいりたいと思います。

○久保委員 大綱には、妊娠、出産、育児に関する教育や10代の親への支援なども示されています。28年度、産婦人科医による教育が新規事業として推進されることになりました。

今年の予算総括では、卵子の老化について取り上げ、それも含め、妊娠、出産について学ぶ、命の尊さについて、そういった機会を充実させていきたいと思っております。

中野区の子どもたちが親となったときに虐待などを行うことのないように教育をしていくことが重要であると考えますが、今回の新規事業の目的についてお伺いたします。

○永田子ども教育部副参事（子育て支援担当） 現在は、ライフスタイルが多様化し、晩婚化や晩産化が進んでございます。そうした中で、不妊や妊娠率の低下など、高齢化に伴うリスクなどについては十分に知られていないという課題がございます。

このため、次の世代を担う若者が妊娠や出産について正しい知識を身につけた上で、みずからのライフデザインをつくり上げていけるようにすることで、子どもを産み育てることについて、より明確に意識づけすることを目的としてございます。

○久保委員 明確に意識づけをする中で、やはり、妊娠、出産を通しての命の尊さを学ぶ機会としていただきたいと思っておりますし、虐待等につきましても、しっかりとそういった中で、本当に自分自身の命を大切にするとともに、育む命も大切にされることを学んでいただきたいと思っております。

中野区では、誰も虐待の被害者にも加害者にもさせないという強い意志に基づいて取り組んでいくことが今後の課題であると思っております。現在の取り組みの状況と課題についてお伺いたします。

○永田子ども教育部副参事（子育て支援担当） 児童虐待を防止するための取り組みといたしましては、すこやか福祉センターでのトータルケア事業などとの連携によりまして、妊娠、出産の早い段階から、各家庭の状況などを把握し、それに応じて必要な支援やサービスに結びつけていくという取り組みをしているところでございます。

子どもや子育て家庭を取り巻く社会状況が複雑化しておりますことから、幼保児童対策地域協議会の3層にわたるネットワークを活用し、一人ひとりの子どもや家庭の状況に応じた継続的な支援を行うことが重要であると考えてございます。

○久保委員 現在、そういった取り組みが非常に中野区では手厚く行われております。これから妊娠をするであろう若い方たちも含めた形で、その部分も十分に視野に入れていかなければいけないのではないかと考えております。

東京都では昨年、子ども・若者計画を策定いたしました。全ての子ども、若者が青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援することが計画の理念であります。東京都の計画には、区町村の役割として、国の方針では、当該区町村の区域内における子ども、若者の育成支援についての計画を作成するよう努めるものとされていることから、都は、全ての区市町村で地域の実情に応じた区市町村子ども・若者計画が策定されるよう推進していきます。

また、地域における子ども・若者育成支援ネットワークを設置することも明記をされております。

中野区でも、子ども・若者計画を策定すべきと考えますが、お考えを伺います。

また、あわせて、子ども・若者育成支援ネットワークも設立をさせていくべきと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○海老沢政策室副参事（企画担当） 子ども・若者育成支援推進法におきまして、区市町村は、国の大綱や都道府県の計画を勘案した子ども・若者計画の作成及び子ども・若者支援地域協議会の設置に努めるものとされているわけでございます。

これにつきまして、区といたしましては、現在の子ども・子育て支援事業計画の内容を踏まえて検討していきたいというふうに考えてございます。

○久保委員 今は、若者というところの支援とか、また、さまざまな施策がどうしても抜け落ちてしまっているのではないかなと考えております。そういった意味で、この子ども、若者という視点に立った計画をき

ちっと持っていていただくことが重要であると思います。今の御答弁ですと、その方向で区のほうは計画を改めていくというように受けとめました。それでよろしいでしょうか。

○海老沢政策室副参事（企画担当） これまでの現在出されている東京都の計画に基づいた推進としても考えていきたいと考えております。

○久保委員 よろしくお願いいたします。

先日、「東日本大震災は子どもたちの教育に何をもたらしたのか」と題して開催されましたNPO法人キッズドア主催のシンポジウムに参加をいたしました。仙台でこれは開催されてまいりましたけれども、そのシンポジウムでは、文部科学省からの「東日本大震災以降の教育支援について」と題した基調講演と、東日本大震災より5年間、被災地での子どもたちの学習支援や居場所づくりを担ってきた七つのNPOや公益社団法人からの総括と現状の課題に関する活動報告が行われました。

石巻を中心に子ども食堂などの活動をするNPO法人の代表の話がとても印象的でした。それは、被災し、避難所生活をしているある少年が、震災があつて救われたという言葉が漏らしたことです。彼は、生活困窮に加え、父親の暴力の中、引きこもって暮らし、誰にも救いを求めることができなかつた。避難所で支援してくれる人に出会えて救われたというお話です。

中野区では、こういった事例とは違いますが、誰にも相談できずに悩みを抱えている子どもや若者が多くいるのではないかと心配をしております。何かあつたときにいつでも相談できる場所があることも必要であると考えますが、例えば、区役所などに直接若者が足を運ぶということは考えにくいものです。まずは気軽に情報を得られる若者専用のサイトを立ち上げ、そこから個別の相談などにつなげる仕組みを検討すべきではないでしょうか。

さらには、相談できる環境を自治体の責任として整備しておくことも必要と考えます。将来的には、子ども・若者総合相談センターとして必要な情報提供や助言を行う拠点整備が必要ではないでしょうか、お考えを伺います。

○永田子ども教育部副参事（子育て支援担当） 東京都が策定いたしました子ども・若者計画などを参考に、中野区としての対応につきましては今後研究してまいります。

○久保委員 ぜひ、子ども・若者計画を策定する中で、十分にどういった施策を取り組んでいくことが区内の子どもたち、若者たちに応えていけることになるのか、しっかりと検討を図っていただきたいと思えます。

さきに紹介した被災地でのNPOの支援では、東北大学の学生がボランティアで学習支援にかかわり、勉強を教わった高校生から、東北大を受験し、自分もボランティアとして貢献したいとの声も聞かれています。支援される側から支援する側へと子どもたちは成長していくことができます。

中野の子どもたちの健やかな育ちを願い、この項の質問を終わります。

最後に、食品ロス削減に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

これまで我が党は、食品ロスを減少させるために、家庭や飲食店などの食品廃棄の発生の抑制や食品廃棄物の再利用など、リサイクル社会を促進する観点からの取り組みを提案してまいりました。

食品のロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。国連の食糧農業機関の報告によりますと、世界で生産される食料のうち3分の1に当たる約13億トンが廃棄をされていると言われていています。また、日本では、年間2,801万トンの食品廃棄物などが出されています。このうち、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスは642万トンになります。

また、家庭における1人当たりの食品ロスは1年間で24.6キロと試算をされておりまして、これは茶碗164杯分の御飯に相当するという大変にもったいない事態が生じています。食品関連事業者だけでなく、各家庭からも食品ロスをできるだけ出さないようにする努力が求められています。

中野区でも、食べられるのに捨てられてしまう食品ロスが大量にあるかと思いますが、実態調査などはされているのでしょうか、伺います。

○高橋環境部副参事（ごみゼロ推進担当） 区が収集するごみについては、今年度、ごみの組成分析調査を実施しております。

その調査結果では、燃やすごみの中に、全く未使用の食品が2.7%含まれておりました。これを26年度、昨年度に区が収集した燃やすごみの総量に当てはめると、燃やすごみ5万6,304トンのうち、1,520トンが未使用食品として手つかずのまま廃棄されているということになります。

○久保委員 食品ロスは本当に大きな社会問題となってきました。区は、食品ロスの削減についてどのような認識をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○高橋環境部副参事（ごみゼロ推進担当） 食品ロスの削減につきましては、全国的にも注目されているところであり、ごみの減量を図る上でも重要な課題というふうに考えております。

○久保委員 食品ロス削減の取り組みは、廃棄物の削減にとどまらず、食料の無駄をなくし、何よりも食べ物を大切にすることで、周囲の人や物に対し感謝する気持ちを育てることができます。食育の重要な取り組みの一つだと思います。

東京都環境局は、平成27年度の持続可能な資源利用に受けたモデル事業としてフードロス・チャレンジ・プロジェクトと協働し、楽しみながら食品ロスの問題に触れ、都民の行動を促していくような取り組みを進めています。

2月6日、アーツ千代田3331で行われた食品ロス削減に向けた共創プロジェクトの市民浸透強化事業、フードロス・チャレンジ・フェスに参加をしてまいりました。家庭内での食品を持ち寄り調理するサルベージパーティーなど、親子で楽しく参加ができ、食の大切さを感じられるイベントでございました。

中野区でも、食品ロスについて、大人も子どもも、ともに区民が楽しく学べる機会を設けるべきと考えますが、いかがでしょうか。

区内には、調理や栄養の専門学校や大学、短期大学もございます。これらの教育機関の協力をいただき、中野区らしいイベントが開催できることと思います。区の御見解を伺います。

○高橋環境部副参事（ごみゼロ推進担当） 区でも、余った食材を利用したエコクッキングなど、食品ロス削減に向けた取り組みを考えているところであり、区内の専門学校等との連携も視野に入れまして検討を進めていきたいというふうに存じます。

○久保委員 ぜひよろしく願いいたします。

本当に東京都を超えるような中野区らしいすばらしい取り組みができるのではないかと期待をしております。

28年度には、ごみ分別アプリが導入されますが、このアプリやホームページを活用いたしまして、エコクッキングなど、食品ロスの取り組みに対します紹介をしてはいかがかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○高橋環境部副参事（ごみゼロ推進担当） 食品ロス削減を含めましたごみ減量の取り組みについては、来年度の導入を予定しておりますごみ分別アプリや区のホームページの活用も含めまして、積極的なPRを実施してまいりたいというふうに考えております。

○久保委員 ぜひともよろしく願いいたします。

以上で私の全ての質問は終わります。

予算のところで、戦ってくださいというようなエールをお送りいたしました。区長がこちらだけですかというような顔をなさっていたかのように見受けました。私たち議会も、ともに汗をかいていく決意でございますので、よろしく願いいたします。

大変にありがとうございました。

○若林委員長 以上で久保りか委員の質疑を終了します。